

◆ 契約は慎重に！悪質事業者はあなたが成年になるのを待っています！

～ 2022年4月から成年になれる方や、ご家族の皆さまへ ～

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、18歳を迎えると「大人」として扱われるようになり、携帯電話の購入やクレジットカードの作成、アパートの賃貸借契約などのさまざまな契約が親（保護者など）の同意を得なくても自分の意思でできるようになります。

なお、18～19歳の方が2022年4月1日より前に親の同意を得ずに締結した契約は、取り消すことができます場合があります。

消費者トラブルに遭わないよう、契約に関する正しい知識などを身につけましょう！



◆ 契約とは、法的な効果が生じる特別の「約束」

法的な効果とは、「権利」と「義務」が発生し、契約することで契約者は契約の内容を守る「約束」をしたこととなります。契約は契約書に署名や、押印していても、口約束や、スマホの画面でクリックした場合も成立します。

◆ 契約内容を理解してから契約しましょう！

事業者の提供する商品やサービスの中には、複雑な契約があり、大事な契約には契約書があることが多く、一度読むだけで理解することが難しい場合があります。理解せずに契約してしまうと、あとで不満があっても、原則として契約を一方的にやめることはできません。理解しないまま、その場ですぐに契約しないようにしましょう。

◆ 断るときは、「いいません」とはっきり断りましょう！

悪質な勧誘者は、「お金がない」と答えると、「借りることができる」「すぐに元が取れる」などと、消費者金融などからお金を借りよう勧めてくるおそれがあります。また、消費者に考える時間を与えさせないように、「大人だから、一人で決められるでしょう」「今契約すると、〇円割引になる」「今契約しないと、他の人に権利がいつてしまう」などの勧誘にも注意しましょう。

◆ 一人で悩まず、いつでも相談できる場所を確認しておきましょう！

○消費者ホットライン「188番（局番なし）」

通話料はかかりますが、相談費用は無料です。身近な消費生活センターにつながります。

大阪市にお住まいの方は、大阪市消費者センターへご相談ください。

メインキャラクターエルちゃん

◆ 大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※大阪市内にお住まいの方

（日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く）※消費者ホットライン局番なし「188」でもつながります

消費生活
相談窓口

